

福岡県公報

平成二十八年三月十五日
第三千七百七十六号
増刊 ①

目次

条 例 (第一号)

○福岡県国民健康保険財政安定化基金条例

(医療保険課) ……………一

公布された条例のあらまし

◇福岡県国民健康保険財政安定化基金条例

(保健医療介護部医療保険課)

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定により、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法第八十一条の二第一項の例により財政安定化基金を設けることができることとされたことに伴い、国民健康保険の財政の安定化を図るため、福岡県国民健康保険財政安定化基金を設置することとした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第五条の規定は、平成三十年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

福岡県条例第一号

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

福岡県知事 小川 洋

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する財政安定化基金として、福岡県国民健康保険財政安定化基金を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間、第一条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項」とする

。